

しずおか農水産物安心認証制度

1 背景

- (1) 安全に対する県民の不安は大きく、県のアンケートでも 97%が不安を感じている。安全な食品選択のための信頼できる情報提供が求められている。
- (2) 欧州でのユーレップギャップの普及、国内量販店の GAP の検討など、生産工程全体の安全管理のシステム化が求められる時代になっている。韓国等のアジア各国も輸出戦略と併せて GAP の普及に力を入れている。
- (3) これからの農業戦略では「品質」「環境」などのテーマでのブランド育成が一層重要になる。ブランドの信頼を高めるために、そのベースとなる「安全・安心」について説明責任を果たすことが要求される。

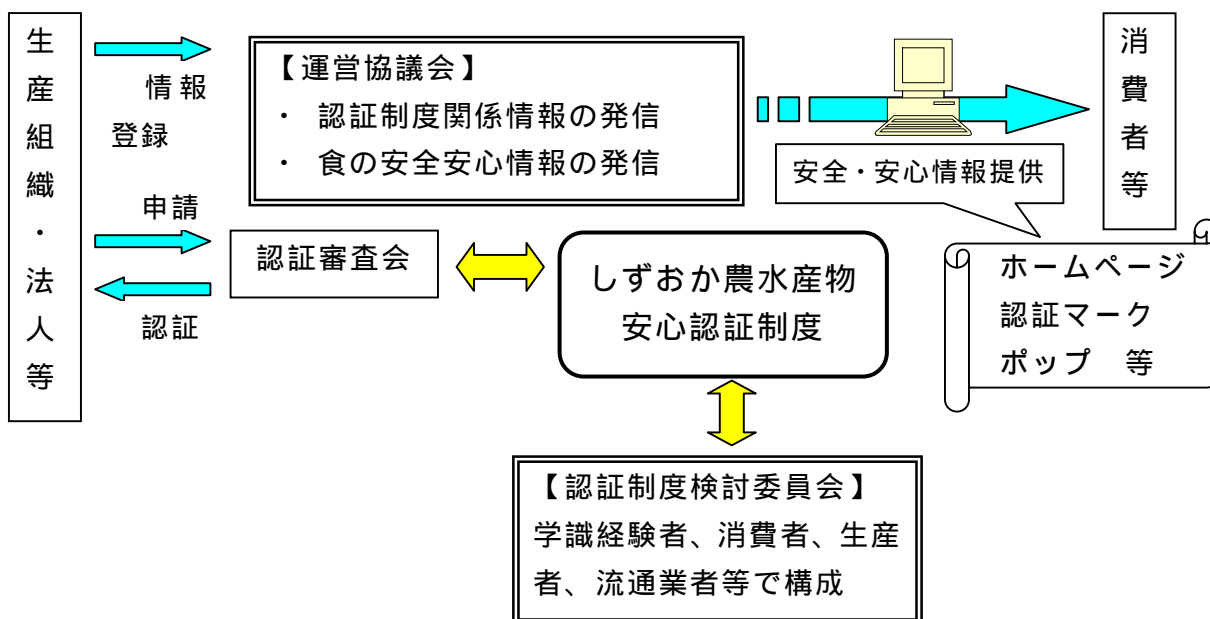
2 趣旨

県内の農水産物の生産組織・法人等を対象に、安全性確保及び情報提供のシステムを検証・評価することを目的に「しずおか農水産物安心認証制度」を整備・運営する。

また、認証に基づく信頼性の高い情報を消費者やマーケットに提供することで、食の安全に対する不安の緩和、県内の産地・生産者の安全管理レベルの向上、県産農水産物の信頼性の向上に資する。

3 制度の全体構成

- (1) 県が「しずおか農水産物安心認証制度」を運営し、生産組織・法人等の安全性確保及び情報提供のシステムを認証。
- (2) 県と生産者団体等が協同して、認証関係情報を専用ホームページ、認証マーク、ポップ等で消費者、マーケットへ情報提供。



4 認証制度の概要

(1) 認証要件

生産段階の安全性確保のためのマネジメントシステム
消費者、マーケット等への情報提供とコミュニケーション

| 項目 | | 取組み内容 |
|-----------|-----|---|
| 生産管理 | 農産物 | 適正な生産環境の確保、適正な防除、生産情報の記録・保管、生産履歴の回収・点検、残留農薬分析、収穫・調製作業の衛生管理、集出荷施設の衛生管理 |
| | 畜産物 | 飼養衛生管理、飼料及び動物用医薬品の適正使用、環境保全型畜産の推進、生産履歴の点検 |
| | 水産物 | 水産医薬品の適正使用、飼料の適正使用、適正な種苗の使用、適正な養殖環境の維持、生産情報の記録と保管、生産履歴の点検、医薬品残留検査の実施 |
| 内部検査 | | 内部検査の実施及び問題点の改善 |
| 内部研修 | | 生産者に対するルール等の周知 |
| 情報提供 | | 専用 HP、認証マークを活用しての情報提供、トレーサビリティ |
| コミュニケーション | | 問合せ、クレーム処理体制 |

(2) 認証の対象

県内で農産物、畜産物又は水産物を生産する生産組織、生産法人等

(3) 認証有効年数

3年間

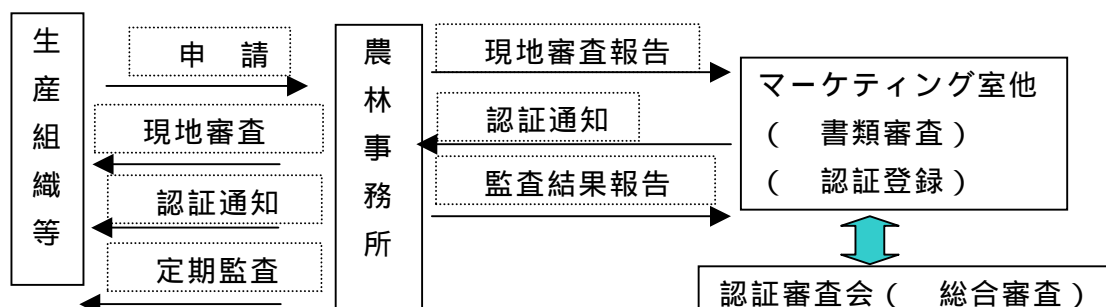
(4) 認証審査

審査機関

県庁内の関係室、消費者等で構成する認証審査会が認証審査を行う。

認証手続き

- ・ 認証申請者は関係書類を農林事務所に提出する。農林事務所は現地審査を行って申請計画の適否をチェックしマーケティング室へ報告する。
- ・ マーケティング室は審査会を開催して認証を決定し申請者に結果を通知する。
- ・ 農林事務所は原則として年に1回定期監査を実施する。



5 認証制度の特徴

(1) 既存の認証制度との整理

農水産物に対する消費者やマーケットの評価の視点は、「安全・安心」「環境」「品質」の3つに大別され、それぞれに対応した認証制度等がある。本認証制度のテーマである「安全・安心」は評価（ブランド）の土台となるものである。

| テーマ | 基準 | 具体例 |
|----------|---|---|
| 安全 安心 | <ul style="list-style-type: none"> 安全管理システム（HACCP、GAPなど） トレーサビリティシステム | しずおか農水産物安心認証、生産情報公表 JAS、ユーレップギャップ、ISO22000 など |
| 環境 | <ul style="list-style-type: none"> 化学農薬、化学肥料の節減 環境保全型農業技術 | 有機 JAS、特別栽培農産物、エコファーマー、ISO14000 |
| 品質 | <ul style="list-style-type: none"> 栽培法 品種、系統 味（糖酸度、旨味、コク） | <ul style="list-style-type: none"> 原産地呼称管理制度（フランス、長野：ワイン、日本酒、米など） 伝統野菜認証制度（大阪府） 産地内の差別化ブランド：ミカエース、高糖度トマトなど |

(2) 特徴

生産管理全体の安全性確保のための基準を設定

- 農水産物の生産段階のリスクを軽減するために必要な、安全性確保のためのベースラインとなる基準を設定。
- 施肥、防除といった生産管理の一部に焦点を当てるのではなく、生産の開始から出荷までの生産工程全体を対象にしている。

マネジメントシステム

- 安全管理の基準を定めるだけでなく、それを確実に運用するための仕組みとして、産地や組織内でのPDCAサイクル（計画・実行・点検・改善対策）の実行を要件としている。
- これにより、基準どおりにおこなわれているか、内部できちんとチェックが行われる。

情報発信と消費者とのコミュニケーションを重視

- 認証取得者についての上記の取組みを、専用ホームページ、認証マーク、店頭ポップ等を活用して消費者に情報発信し安心につなげる。

6 備考

18年3月に制度を公表しスタートする予定。当初は、申請者の対象品目は農産物（茶を除く）及び畜産物とする。茶及び水産物については順次導入する。

【参考】認証制度の対象とする生産組織のイメージ図

